

# 令和7年度仙台市廃棄物収集運搬事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(令和7年12月18日環境局長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の一般廃棄物処理体制の維持を目的として、燃料価格高騰の影響を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者を支援するため、予算の範囲内において仙台市廃棄物収集運搬事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「仙台市一般廃棄物収集運搬業許可業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可について、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成5年仙台市規則第30号）第14条及び第17条第1項の規定による許可を受けている者をいう。

## (支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する仙台市一般廃棄物収集運搬業許可業者であって、次の各号の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること
- (2) 市内から排出される一般廃棄物について前条に規定する許可による収集運搬の事業を行っており、かつ、交付申請日以降も当該事業を継続する予定であること
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であること
- (4) 暴力団等との関係を有していないこと

## (交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、令和7年12月1日の時点で交付対象者が保有又は借用しており、かつ、第2条に規定する許可の業務に使用する車両として本市に届出されている車両とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する車両を除く。

- (1) 電気を動力源とするもので内燃機関を有しない車両又は被牽引自動車
- (2) 令和7年4月1日から令和7年12月1日までに、前条第2号に規定する一般廃棄物の収集運搬実績のない車両
- (3) 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和7年11月30日以前の車両
- (4) 本市の委託業務の用に限り一般廃棄物の収集運搬に使用する車両
- (5) 令和7年度に本市の他の事業又は他の自治体の事業において、燃料費高騰による影響を受けた事業者への支援を目的とした補助金等の交付を受けている又は交付が決定している車両

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両の台数に7万円を乗じた額とする。

2 支援金の交付は、一車両1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 交付対象者が支援金の交付を受けようとする場合は、令和8年2月13日までに支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象車両一覧表
- (2) 前号の交付対象車両一覧表に記載された車両の自動車検査証の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、30日以内に当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、支援金の交付の可否及び支援金の額を決定するものとし、支援金を交付すると決定された者（以下「交付決定者」という。）に対しては支援金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定された者に対しては支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、受け付けた支援金交付申請に係る支援金の額の合計が予算の総額に達したときは支援金交付申請の受付を停止し、予算の範囲内で交付の決定を行う。

(支援金の請求及び交付)

第8条 交付決定者は、前条第1項の規定による支援金の交付決定及び交付額確定の通知を受けた場合、30日以内に支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付請求に基づき、口座振込により支援金を交付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取り扱い)

第9条 交付対象者から第6条に規定する申請が行われなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条第1項の規定による支援金の交付決定及び交付額確定の通知を行った後、請求書等の不備による支援金の振込不能等が生じ、交付決定者に対して請求書等の補正を求めたにもかかわらず、指定する期限までに補正が行われなかった場合やその他交付決定者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、交付決定者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 交付決定者は、支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月18日から実施する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。